

国への要望について（地方分権改革に関する提案募集制度）

資料3

	具体的な支障事例	国への求める措置の具体的な内容	根拠法令等	対応案	左記の理由
1	<p><b>&lt;国民健康保険税の課税限度額について&gt;</b></p> <p>地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税条例の改正を行っているが、正式な情報が市町村に降りて来るタイミングが遅く、3月議会上程に間に合わない。その結果（前年度に改正がない場合を除き）1年遅れの状態となってしまう。</p> <p>なお、専決処分で決定を行う方法もあるが、「市民の生活に不利益を与える改正になるため専決処分は好ましくない」と考えており、上記の状態となっている。</p>	12月上旬までに情報を正式決定してもらいたい。	地方税法施行令第56条の88の2	国に提案する	賦課限度額は、政令事項であり、国会の議決を要しない。 政令の公布日が前倒しされれば、市町村において、定例会に上程可能となるため、国へ提案すべきと考える。
2	<p><b>&lt;マイナ保険証の特定健診時の利用&gt;</b></p> <p>マイナンバーカードの健康保険証利用では、患者の同意を得た上で、医療機関・薬局が患者の特定健診情報・薬剤情報を閲覧することが可能となっている。</p> <p>しかしながら、特定健診の受診時では、医療機関にて特定健診情報を閲覧することはできない上、本市では、受診券に前年度受診結果を印字している。令和6年12月2日以降は、健康保険証が廃止され、マイナ保険証に切り替わることから、特定健診受診時の資格情報の確認についても、マイナ保険証を利用することになると考える。</p> <p>以上のことから、特定健診時に、マイナ保険証（特定健診情報の閲覧、資格確認）を利用できないのはおかしいと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診の受診時においても、受診者の同意を得た上で、医療機関が特定健診情報を閲覧することが可能としてほしい。</li> <li>・将来的には、保険者が発行する受診券による受診でなく、マイナ保険証だけで特定健診を受診できるようにしてほしい（資格確認）。</li> </ul>	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）	国に提案しない	マイナ保険証での資格確認等については、現在、国審議会で検討されており国の動向を注視する必要があると考えているため、今回は提案しない。
3	<p><b>&lt;不当利得の保険者間調整について&gt;</b></p> <p>現在、不当利得の保険者間調整を行うにあたり、被保険者の同意が必要である。被保険者の同意が得られずに保険者間調整ができず、また、本人に返還の意思がない場合は、非強制徴収公債権であることから、強制徴収もできない。</p> <p>簡易裁判所による支払督促等の手続を行うにも、職員数も限られ他の事務に影響が及ぶこともあり、また、異議申し立てが民事訴訟に直結することから、敷居も高く、相当な高額ケースでないとうまく出にくい状況となっている。</p>	不当利得の保険者間調整については、本人の同意を不要とし、原則すべての保険者間で調整を行うものとしていただきたい。		国に提案する	平成26年12月5日付け保国発1205第1号「被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間の調整について」において、被保険者資格を喪失した場合における返還金については、被保険者から徴収することが原則であり、保険者間調整は被保険者と旧保険者の間で受領委任がある場合に可能な調整方法であることが明確に示されている。 しかしながら、各市町村においては、被保険者から同意を得ることが難しく保険者間調整に支障が生じている。 このため未収金が増加するなど対応に苦慮しているため、手続きの簡素化等は必要であると考える。
4	<p><b>&lt;未回収の診療報酬返還金の国返還について&gt;</b></p> <p>国民健康保険における診療報酬返還金は、保険医療機関等からの返還の有無に関わらず、債権として調定したものは国、県に返還することになっている。</p> <p>今般当市では、保険医療機関に対する国の適時調査により、高額な診療報酬返還金が生じる事例があった。返還方法は診療報酬からの控除ではなく、自主返還を希望しているが、当該保険医療機関からは返還が困難であると申し出があった。市は回収に向け努力をしているが、未回収でも国、県への返還が先行することで、大きな財政負担になっている。</p> <p>保険医療機関に対する国の適時調査により生じた診療報酬返還金を、回収の有無に関わらず市の自主財源で返還することに違和感がある。</p>	<p>①市が債権として調定した額を国、県への返還金とするのではなく、市が収納した額を国、県への返還金にすること。または、現行制度のままでも、適正に債権管理をしたにも関わらず納付に至らず不納欠損した場合には、市から国、県へ返還した額を市へ戻すような措置をしていただきたい。</p> <p>②返還同意書提出の際に、返還計画書も提出させると同時に、国で返還資力を見極めてから手続きを進めるような事務に改めてもらいたい。</p>	国通知 平成25年7月19日付保国発第0719第1号「不当利得の返還金に係る債権管理の適正化について」	①について 国に提案する	<p>①は債権管理を適正に実施してもなお回収困難な債権について、保険者が全てのリスクを負い、過大な財政負担とならないよう国へ提案すべきと考える。</p> <p>②は国で返還資力を見極めてから手続きを進めることについて具体的な提案をすることは困難であると考える。</p>